

平成 21 年 11 月 4 日

各 課 長 等

町 長

## 平成 22 年度予算編成方針について

わが国の経済状況は、先に内閣府が取りまとめた「月例経済報告」によると、「景気は持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」と報告がなされており、また先行きについては、海外経済の改善を背景に、景気の持ち直し傾向が続くことに期待するところですが、雇用情勢の一層の悪化や金融市場の変動など、景気の下押しリスクの存在に、留意が必要な状況にあります。

国においては、厳しい経済状況を踏まえて、積極的な財政出動による景気対策が実施されてきたところであり、8月末に取りまとめの平成 22 年度予算の概算要求においては、一般会計の総額で 92 兆円を超える過去最大規模となっていました。しかしながら、先の総選挙において民主党の勝利により、政権が交代したことから、概算要求を抜本的に見直し、民主党が掲げたマニフェストの実現に向けた予算の組み替えが行われており、新たな概算要求では 95 兆円規模に拡大しているところであり、この圧縮に向けた今後の予算編成作業が、極めて不透明な状況にあります。

地方財政については、概算要求における地方交付税の概要が、出口ベースで 15 兆 7,773 億円( H21 年度 15 兆 8,202 億円 )に事項要求額を加えた 16 兆 9,285 億円と試算しており、1 兆円以上の増額要求となっています。

ただ、これまでの財政出動や概算要求についても、税収が大きく落ち込む中での対応であり、中・長期的には、厳しい財政規律が求められるものと認識すべきであります。

このような状況の中、本町の財政状況を見てみると、平成 20 年度決算における財政健全化判断の各比率は、改善傾向にあり全て健全段階にあるものの、実質公債費比率は 21.1%と高値となっています。また経常収支比率も、86.9%で前年度比 3.7%改善されましたが、依然として適正水準の範囲とされる 80%を大きく超える結果となっています。

本年 10 月末現在における平成 22 年度の財政見込みでは、厳しい経済状況を受けて、町税の減収をはじめ、地方交付税においても、事項要求を除いた概算要求試算額では、前年度比 0.3%の減という状況にあり、またガソリン税の暫定税率の廃止なども見込まれ、歳入においては、総体的に減収が避けられない状況にあります。一方歳出面では、公債費の償還が減少傾向で推移していくことや、これまでの行財政改革の成果から、歳入に見合った歳出構造が確立しつつあるものの、厳しい経済・雇用情勢や急速な少子高齢化への対応、また様々な地域課題に向けた財政需要が、喫緊の課題であることから、財政的には依然として厳しい状況が続くものと見込まれます。

平成 22 年度の予算編成にあたっては、第 5 次上富良野町総合計画に掲げる「5 つの暮らし」の実現とあわせて、私が町民の皆様とお約束した「5 つの政策」を具現化していくためにも、収支均衡の財政構造は極めて重要であり、将来の財政規律も見据えた中・長期的な視点に立った予算編成が求められます。町民生活の実態をしっかりと把握した中で、各事

務事業の評価検証のもと取捨選択と効率的な執行を図り、さらには町民との協働の視点にたった行政運営を推進し、それぞれの事務事業が最小の経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければなりません。

このことから、各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップ&ビルドの促進などを目的とした「予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）」を継続していくとともに、目指すべきまちづくりの方向に沿って、より高い行政効果を発揮していくための財源として「政策調整枠予算」を確保し予算編成を進めることとします。

以上の基本的な方針を踏まえ、具体的には次のとおり予算編成に取り組むこととします。

## 〔予算編成の基本的な考え方〕

### 1 第5次上富良野町総合計画の推進

「四季彩のまち・かみふらの 風土に映える暮らしのデザイン」を将来像と定めた第5次総合計画に示した「人や地域とつながりのある暮らし」「穏やかに安心して過ごせる暮らし」「快適で楽しく潤いある暮らし」「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし」「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」の5つの暮らしづくりに向けて、これまで取り組んできた事業や、これから取り組むべき事業の評価検証を行いながら、実施計画の整理とあわせて、町民への説明責任と時代の要請に応えるよう、平成22年度に実施すべき事業を厳選すること。

### 2 自治基本条例と行政運営の原則

まちづくりの基本原則を「情報共有」「参画と協働」「自助共助公助」と定めた上富良野町自治基本条例が施行しました。「情報共有」「住民参画」「協働」が繰り返し実践されることで、「自助共助公助」という相互補完のしくみが実現するよう、この3原則を念頭に、それぞれの事務事業について不断の見直しを行うこと。

### 3 5つの公約

「未来につながる希望のもてるまちづくり」を進めるため、町民と約束した「自主自立」「自衛隊との共存共栄」「福祉・医療の充実」「子育て支援・教育の充実」「産業に希望と活力」の5つの政策について、その実現に向けた取り組みは、第5次総合計画が目指す5つの暮らしづくりにつながるものであり、事務事業の選択にあたっては、この政策との連動について考慮すること。

### 4 行財政の改革・改善

現行の行財政改革実施計画は本年度で最終年度を迎え、新たな計画（仮称：上富良野町政運営改善プラン22）の策定を予定していますが、効率的な行政運営に向けた改革改善は、エンドレスの課題であり、これまでの取り組みの中で組織決定してきた個別の方針については、その取り組みを着実に進めること。

#### （1）アウトソーシング基本方針（H17.9.30 決定）

同方針により、事務事業・業務区分ごとに取り組み成果を反映すること。

(2) 補助金等の整理合理化方針 (H17.10.20 決定)

負担金の整理合理化方針 (H18.9.29 決定)

同方針に基づき、概ね目標とした合理化は達成されているが、なお継続している取り組みについては、事業・区分ごとにその取り組み成果を反映すること。

(3) 事務事業評価試行実施の反映 (H20.8.11 及び H21.7.31 決定)

事務事業ごとの評価結果に基づく、改善方向に沿った内容を反映すること。

## 5 予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)の強化

各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップ&ビルドの促進などを目的に、平成19年度予算編成から導入した、一部経費について各課に一定の財源を配分する「予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)」を継続強化するので、各課においては、移譲された予算編成権に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、課内・班内での調整作業を十分に行い、配分された枠内において、課内自立型の予算編成に取り組むこと(各課の配分額については別紙のとおり)。

## 6 政策調整枠予算の戦略的・重点的活用

「第5次総合計画」「自治基本条例」に掲げる「住み続けたいまち」づくりの推進に向けて、人口の定着や時代の要請に応える上で、必要と判断する政策を実現していくため、政策調整枠予算を設ける。平成22年度の予算編成にあたっては、町長の公約を含めた指示事項(平成21年度当初及び今夏期の町長ヒアリング)や、政策調整会議における事務事業評価の内容を踏まえ、政策調整枠予算を活用していくこととする。特に、次の項目に沿った内容の事業化に向けて重点的に配分していくこととするので、各課において、新規事業など政策判断を求める事業を整理すること。

なお、新規事業等については、事務事業の事前評価調書を11月20日までに提出し、政策調整会議における協議に図り、組織決定していくこと。

### (1) 経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策

地域経済は極めて厳しい状況にあり、経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策の強化。特に、基幹産業である農業の体質強化と農・商・観の産業連携を強化し、相乗効果を高める事業。

### (2) 福祉施策の充実

高齢者・障がい者・子育て支援等「隅々まで光の届くまちづくり」に向けて、支援の必要な課題に沿った福祉施策の充実。特に様々なハンディを抱えながら生活している方々の自立に向けた支援事業。

### (3) 住民活動の活性化

地域住民活動の活性化に向けて、特に地域における支えあい活動や、支え合いの仕組みづくりに向けた支援事業。さらに、自主防災活動の活性化に向けた事業。

### (4) 省エネルギー対策の推進

「地球温暖化対策上富良野町推進計画」「上富良野町省エネルギービジョン」を策定中であり、同計画等に基づく具体策の推進。特に公共施設を中心とした省エネルギー対策事業。

## 〔 予算編成留意事項 〕

### 1 基本事項

- (1) 前述の「予算編成の基本的な考え方」の各項目を着実に推進し、予算にその効果を反映すること。  
また、年度途中の補正については、制度改革に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。
- (2) 新政権の発足により、国の大幅な制度改革が予測される中、国の動向を十分注視し情報収集に努め、制度改革等念頭に確実に財源が見込まれるものを要求するなど、遺漏のないよう対応すること。
- (3) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、適正な地方負担額を見積もるものとし、町単独での上乘せの負担は原則認めないものとする。
- (4) 試行実施している事務事業の評価結果に基づき、各所管における事務事業の改善を図ること。
- (5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、十分に検討を加え、改善を図ること。
- (6) 町民ポストをはじめ、町民の皆様からいただいた意見や要望については、十分に検討を加え対応すること。
- (7) 特定目的基金については、特定の目的を達成するための貴重な財源であることから、その支消の考え方を明確化すること。特に、ふるさと納税制度による寄附については、ふるさと応援基金をはじめ、寄附者の意向に沿った基金へ積立しているため、その意向に沿った活用を図ること。

### 2 歳入に関すること

歳入は、決算見込み額で計上すること。また、自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

- (1) 町税は、今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めた上で見積もるとともに、徴収率の向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の適正化に努めること。
- (3) 国・道支出金については、その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、適正額で見積もること。
- (4) 町債については、適債性を確保するため企画財政班と十分協議した上で、適正額を見積もるとともに、財政措置のある地方債メニューの活用を努めること。

### 3 歳出に関すること

歳出については、最小の経費で最大の効果をもたらすよう費用対効果の視点に立って、不断の見直しを図ること。

また、例年の決算状況を見ると、多額の不要額が生じているので、歳入同様決算見込

み額で計上すること。

- ( 1 ) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当した上で、さらに役務費、借上料、需用費などの経費を適正に見積もること。
- ( 2 ) 投資的事業等（ソフト事業を含めた新規事業等の事前評価実施事案を含む。）については、実施計画の要望事業について取りまとめたところですが、今後政策調整会議等での協議を含め、別途管理して総合調整を図ります。
- ( 3 ) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。  
特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう積算すること。
- ( 4 ) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、補助金交付要綱などの根拠に基づくものであること。
- ( 5 ) その他については、別紙「平成 22 年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積もること。

#### 4 特別会計、企業会計、広域連合に関する事項

- ( 1 ) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積もりを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。  
また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。  
なお、査定においては負担区分を決定する際に用いた「繰出基準調書」を査定資料として用います。
- ( 2 ) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。
- ( 3 ) 富良野地区広域連合の負担金（上富良野消防署・給食センター）については、前記までの項目に準じて見積りを行うとともに、連合事務局と調整を図ること。